

## 改正後の投資インセンティブ制度

(下線で示された箇所は、今回の法律改正により変更・追加されたもの)

### 1. 対象業種

- 製造業 製造プラント新規導入、もしくは既存プラントの拡張・近代化
- テクノロジーセンター 研究開発 (R&D) センターの新規設立、もしくは既存施設の拡張・近代化
- 戦略サービスセンター 以下いずれかの施設の業務開始、あるいは業務拡大
  - ・シェアードサービスセンター
  - ・ソフトウェア開発センター
  - ・ハイテク修理センター
  - ・データセンター
  - ・顧客サポートセンター (コールセンター)

### 2. 製造業に対する投資インセンティブ

#### ○適用基準

(1) 3年以内に1億コルナ(約5億1,000万円、1コルナ=約5.1円)以上の固定資産投資額を行うこと。ただし、高失業率地域への投資については、5,000万コルナに引き下げられる。

(2) (1)の最低投資額の50%以上が新規機械設備への投資であること。

(最低投資額の50%が自己資本であることを定めた条件は撤廃された)

#### ○優遇措置の内容

(1) 10年間の法人税支払い免除。新規設立企業の場合には全額、既存企業の場合は一部免除。

(2) 低価格用地の提供(国あるいは地方自治体が所有する土地のみ)

(3) 職業訓練コストに対する補助金

失業率が全国平均を25%以上上回る地方への投資の場合=コスト総額の25%

失業率が全国平均を50%以上上回る地方への投資の場合=コスト総額の50%

特別経済区における投資の場合=コスト総額の25%

(これまでは失業率が全国平均を50%以上上回る高失業率地方のみを対象に、会社規模により1人当たり25%~45%支給していた)

(4) 雇用創出に対する補助金

失業率が全国平均を25%以上上回る地方への投資の場合=1人当たり10万コルナ

失業率が全国平均を50%以上上回る地方への投資の場合=1人当たり20万コルナ

特別経済区における投資の場合＝1人当たり 30 万コルナ

(これまで失業率が全国平均を 50%以上上回る高失業率地方のみを対象に、1人当たり 20 万コルナ支給していた)

(5) 5年間の不動産税免除(特別経済区への投資のみに適用)

### 3. 製造分野における戦略的投資に対するインセンティブ

#### ○適用基準

- (1) 3年以内に5億コルナ以上の固定資産投資を行うこと。
- (2) (1)の最低投資額の50%以上が新規機械設備への投資であること。
- (3) 500人以上の雇用を創出すること。

#### ○優遇措置の内容

前述(1)～(5)に加え、

(6) 固定資産取得費用の最大10%を補助金として支給。ただし、同時にテクノロジーセンターの戦略的投資基準もクリアしている場合には、最大12.5%の補助金を支給。

(これまで固定資産取得費用の最大5%を補助金として支給していた)

### 4. テクノロジーセンター設立、拡大に対する投資インセンティブ

#### ○適用基準

- (1) 3年以内に1,000万コルナ以上の固定資産投資を行うこと。
- (2) (1)の最低投資額の50%以上が新規機械設備への投資であること。
- (3) 20人以上の雇用を創出すること。(これまでの40人から引き下げ)  
(最低投資額の50%が自己資本であることを定めた条件は撤廃された)

#### ○優遇措置の内容

前述の製造業に対する優遇措置内容と同じ。

### 5. テクノロジーセンター部門における戦略的投資に対する投資インセンティブ

#### ○適用基準

- (1) 3年以内に2億コルナ以上の固定資産投資を行うこと。
- (2) (1)の最低投資額の50%以上が新規機械設備への投資であること。
- (3) 100人以上の雇用を創出すること。(これまでの120人から引き下げ)

### ○優遇措置の内容

前述の製造分野における戦略的投資に対する優遇措置内容と同じ。

## 6. 戦略サービスセンター設立、拡大に対する投資インセンティブ

### ○適用基準

以下の新規雇用創出数を満たしていること。

- ・ ソフトウェア開発センター 20人 (これまでの40人から引き下げ)
- ・ データセンター 20人
- ・ シェアードサービスセンター 70人 (これまでの100人から引き下げ)
- ・ 修理センター 70人 (これまでの100人から引き下げ)
- ・ コールセンター 500人

戦略サービスセンターが供給するサービスは、チェコ以外に2つの外国市場に供給されなければならない。

### ○優遇措置の内容

前述の製造業に対する優遇措置内容と同じ。

## 7. 国家援助限度

プラハを除く全地方にて、認定投資コストの25%。ただし、データセンター部門への投資に関しては、認定投資コストの6.25%。

### 認定投資コストの定義

- (1) 製造業：長期固定資産額（そのうち新規機械設備が50%を占める）
- (2) テクノロジーセンター、戦略サービスセンター：長期固定資産額（そのうち新規機械設備が50%を占める）

あるいは

新規雇用の2年分の賃金コスト総計

(出所) 下院、内務省、ビジネス・投資開発庁の資料を基に作成